

平成28年9月28日  
大阪市立弘済院

物品買入等に係る少額特名随意契約  
見積書提出者選定の取り扱いについて

弘済院発注の物品買入等に係る少額特名随意契約について、今後、次のとおり運用し、見積書提出者を選定します。

見積書提出者選定方法について

- 1 予定価格の額が2万円以下の「財産の買入契約」、「不動産以外の物件の借入契約」、「印刷及び製本の請負契約」、「不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約」及び「役務の提供を受ける契約（手数料・通信運搬費等）」について、事務処理の簡素化と迅速化の観点から、計理担当にて適切に指名業者リストを管理運用することを条件に、指名業者リストに登録している事業者から原則順番により1者指名を行うこととします。

なお、指名業者リストについては次の方法により作成します。

ア 平成25年4月から平成28年3月末までに、弘済院において該当品目にかかる指名実績(特名随意契約を除く)を有していた者又は公募型見積もり合わせに参加した者。

イ 該当品目について指名の希望を申し出た者。

なお、申し出にあたっては、別紙「弘済院発注の物品買入等に係る少額特名随意契約指名業者リスト登録希望申請書」を提出すること。

- 2 予定価格の額が10万円以下の、デザイン制作等、企画力や創造力を要する業務については、価格競争による契約ではなく企画競争方式による契約を行うべきであるが、事業規模などを総合的に勘案すると、企画競争方式による契約も適さないため、少額特名随意契約を運用し、予算の範囲内で契約手続きを行うこととします。

なお、業者選定については、指名が固定化することのないよう手続きを行います。

なお、少額特名随意契約を行った場合は、入札契約情報の公表に関する要綱等に基づき契約結果の公表を行います。(ただし、契約規則第17条の2に定める公表を行ったものを除く)。